

症 例 短 報

小児の急性薬物中毒が虐待であった1例
—薬物誤飲は虐待に留意すべきである—新谷 裕¹⁾, 木内俊一郎¹⁾, 菅 仁美²⁾, 吉岡 孝和²⁾¹⁾公益財団法人田附興風会医学研究所北野病院救急部²⁾同小児科

原稿受付日 2016年1月12日, 原稿受領日 2016年10月12日

はじめに

救急搬送された患児は虐待による急性薬物中毒であったため、児童相談所へ通告した1例を経験したので報告する。

I 症 例

患 者 2歳。12歳の同胞と両親の4人暮らし。

現病歴 某日23時頃に父親が帰宅すると、患児がふらつき、ぼんやりしており様子がおかしいとのことで119番し、救急車で搬入された。

来院時現症 来院時の意識レベルはJCS 3。バイタルサインは体温36.1℃, SpO₂ 95%, 脈拍数105回/minであった。

発症時状況 父親が母親に状況を確認すると21時頃に患児がなかなか寝ないため、うつ病で治療中の母親が自身の薬であるフルニトラゼパム2mgを患児に飲ませたことが判明した。

患児は経過観察のため入院となった。第2病日には意識レベルは改善し、血液検査などでも異常はなく合併症を認めなかった。入院の時点で児童相談所へ通告しており、児童相談所の職員が来院し父親と面談し、第2病日に退院となった。児童相談所の指導により、祖父母のサポートのもと自宅で養育していくことになり、母親は医療保護入院の予定となった。

II 考 察

当院では2010年から医療ソーシャルワーカー、看護師、医師、事務員などで構成する虐待対策チームを組織し、小児のみならず、高齢者虐待、障害者虐待、DVの早期発見と対応にあたっている。子ども虐待として児童相談所へ通告した件数は2012年では26件、2013年は15件、2014年には52件と増加していた。当施設で2012年1月1日~2014年12月31日までの3年間に、小児(中学生以下)の急性薬物中毒症例は105例であった。これらのうち誤飲誤食事故が起こりやすい年齢層とされている¹⁾乳幼児(5歳以下)の症例は85例であった。そのうち母親のエチゾラムを鞆から出して誤飲した2歳児、机に放置された母親のエチゾラムを誤飲した1歳児、部屋に放置された叔父のエチゾラムを誤飲した1歳児、5日分の水薬(برانلカست, アンブロキシール塩酸塩, メキタジン, ケトチフェン)を一度に飲んだ祖父と2人暮らしの4歳児、患児の危険行動に無関心な祖父がペットボトルに入った灯油をジュースと間違えてコップに入れ1歳児に飲ませた1例、本報告症例の1例を合わせて、3年間で6例の中毒症例を児童相談所へ通告していた。各担当医師と看護師から虐待対策チームへ報告され、診療において家族環境なども吟味し患児の安全の担保なども考慮し虐待対策チームがネグレクトと判断し通告していた。

虐待と認識された小児の薬物中毒は1998年に木戸内ら²⁾が「室内に放置されていた覚醒剤の誤飲, 1乳児例; 新たな幼児虐待の対応について」として報告している。それ以降, 小児科学系の学術誌での報告は下記のように散見されるが, 本学会での報告はないようである。

児童虐待の防止に関する法律では, 医療者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し, 早期発見に努めねばならないとされ, 虐待を疑えば通告する義務がある。児童福祉法では, 要保護児童を発見したものは児童相談所へ通告しなければならないとされている。

子ども虐待は身体的虐待, 性的虐待, ネグレクト, 心理的虐待に分けられる。本症例は身体的虐待に相当する。ネグレクト³⁾には適切な栄養を与えない栄養ネグレクト, 入浴させず不潔な衛生ネグレクト, 教育ネグレクト, 必要な医療を受けさせない医療ネグレクトなどとともに危険な環境に小児を放置することで誤飲や熱傷などを招く環境ネグレクトも含まれる。保護者の薬剤の誤飲や灯油の誤飲はこのネグレクトに相当する。

星野⁴⁾は, 養育者の精神障害が虐待の危険因子と報告している。児童相談所へ通告した6例のうち3例で母親の精神疾患を認めた。5歳以下の85例のうち10例では母親や保護者が何らかの精神疾患を抱えており, 睡眠薬などの向精神薬を誤飲していた。

輿石ら⁵⁾は2012年に「母の精神神経疾患と乳幼児の薬物中毒についての考察」という論文の「薬物中毒という形をとった虐待について」という項目で, 薬物を飲ませる行為は, 直接的な身体暴力のように

瞬間的な効果は得られず, 効果を得るまでに時間がかかることを母親は予測し, 計画的に子どもの鎮静を図ったと考えられる。その原因は育児状況の困難から母親の統制不能にある。母子に対する支援が必要となるが, キーパーソンには今まで以上に母親に関心を持たせ, 薬を共同で管理させること, 乳幼児に母親の薬を飲ませるのは虐待であるという認識を持たせることが大切である, としている。

小児の薬物中毒としては, 代理ミュンヒハウゼン症候群が有名であるが, これらの症例は状況が異なる。本例は育児放棄を目的に小児に不適切な薬物投与を行った身体的虐待と思われた。

まとめ

小児の薬物誤飲は事故が多いが, 一部には虐待症例が隠れている可能性があり, 虐待に留意して対応すべきである。

〔利益相反〕

利益相反はない。

【文 献】

- 1) 今田優子, 波多野弥生: 小児の中毒事故. 中毒研究 2012; 25: 70-5.
- 2) 木戸内清, 神岡直美, 牛嶋克美, 他: 室内に放置されていた覚醒剤の誤飲, 1乳児例; 新たな幼児虐待の対応について. 日小児会誌 1998; 102: 1020.
- 3) 市川光太郎: わが国における児童虐待. 小児口腔外科 2006; 16: 95-107.
- 4) 星野崇啓: 子ども虐待の発生メカニズム. 小児内科 2010; 42: 1748-53.
- 5) 輿石薫, 池上千晶, 山本恭平, 他: 母の精神神経疾患と乳幼児の薬物中毒についての考察. 日小児会誌 2012; 116: 1743-7.

Summary

A 2-year-old boy presented to the emergency room of our hospital with disturbance of consciousness. His mother reported that he ingested flunitrazepam, which his mother had been using and had given him in order to put him to sleep. He was hospitalized due to disturbance of consciousness, and was discharged from the hospital the next day with improved symptoms. We reported this case of child

abuse to the child guidance office in the relevant public health center. Additionally, we reported 5 cases of neglect that led to accidental ingestion of chemical substances to the child guidance office.

Cases of accidental drug ingestion by children should be dealt with taking into account the possibility of child abuse.